

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年7月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800023号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800011号

第1 結論

昭和49年9月から昭和51年3月までの請求期間及び昭和51年10月から平成15年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和49年9月から昭和51年3月まで
② 昭和51年10月から平成15年5月まで

私は、昭和49年9月に会社を退職した後、国民年金に加入して請求期間①及び②の国民年金保険料を口座振替により納付した。預金の残高不足により振替不能となったときは、市役所の窓口で納付した。請求期間②の一部について、口座振替したときのA銀行(当時)及びB銀行(当時)の預金通帳の写しを提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者は、年金記録訂正請求の手続きの一切を妻に委任している。

請求期間①について、請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和50年8月9日に払い出されたことが確認でき、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に対して上記国民年金番号以外が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者が国民年金の加入手続を行ったのは昭和50年8月頃と推認できるところ、当該加入手続時点では、請求期間①のうち昭和49年9月から昭和50年6月までの期間に係る国民年金保険料は納付期限経過のため口座振替により保険料を納付することはできない。

また、請求者の妻の国民年金番号は、請求者の国民年金番号と連番で払い出されており、オンライン記録では、請求者の請求期間①に相当する期間に係る妻の国民年金保険料も未納と記録され、昭和51年4月の保険料を納付した後、同年5月から厚生年金保険の被保険者となっていることが認められる。

2 請求期間②について、請求者の妻から提出された請求者名義のA銀行の預金通帳の写しによ

ると、昭和 51 年 10 月分から昭和 58 年 3 月分までの 78 か月分のうち、残高不足により振替不能となった 15 か月分を除く 63 か月分の国民年金保険料（金額合計 22 万 680 円）の引落が確認できる。

一方、日本年金機構で保管する還付整理簿の写しによれば、上記のとおり引落が確認できる 63 か月分と同一の期間に係る国民年金保険料 22 万 680 円が、請求者の妻が厚生年金保険に加入した昭和 51 年 5 月から同年 9 月までの 5 か月分の保険料 7,000 円と合わせて請求者の妻へ還付されていることが確認できる。

さらに、請求者名義の B 銀行の預金通帳の写し及び取引内容未記帳明細の写しによると、口座振替による国民年金保険料の引落が確認できるのは、平成 3 年 8 月分から平成 6 年 8 月分までの期間 37 か月分のうち、残高不足により振替不能となった 13 か月分を除く 24 か月分の保険料（金額合計 23 万 4,800 円）であるところ、当該振替記録は、請求者の次女のオンライン記録における平成 3 年 8 月分から平成 6 年 8 月分までの期間に係る保険料の納付済期間の記録と符合している。

以上のことから、請求者名義の A 銀行及び B 銀行における国民年金保険料に係る振替記録は、それぞれ請求者の妻及び請求者の次女のものであると考えられる。

3 請求期間①及び②は、合計 339 か月と長期間にわたり、行政機関及び金融機関が事務処理を続けて誤ることも考え難い。

そのほか、請求者が、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800033号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800012号

第1 結論

昭和36年4月から昭和41年2月までの請求期間、昭和42年4月から昭和43年2月までの請求期間並びに昭和49年4月及び同年5月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和36年4月から昭和41年2月まで
② 昭和42年4月から昭和43年2月まで
③ 昭和49年4月及び同年5月

請求期間①の国民年金保険料は、当時の妻(以下「元妻」という。)が納付し、請求期間②の国民年金保険料は自分がA県のB町(現在は、C市)の役場で納付した。

また、請求期間③の国民年金保険料の納付も当時の妻(以下「前妻」という。)に任せていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

日本年金機構が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、昭和40年12月22日に払い出されたことが認められることから、請求者はこの頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられるところ、当該加入手続時点では、請求期間①のうち昭和36年4月から昭和38年9月までの期間に係る国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、請求者の国民年金番号は、元妻の国民年金番号と連番で払い出されており、請求者及び元妻の加入手続は同時期に行われていることが推認できる上、C市作成の請求者に係る国民年金被保険者票(旧票)及び元妻の国民年金被保険者台帳によれば、両者の昭和41年3月から昭和42年3月までの期間に係る国民年金保険料の納付日が同日であることが確認できる。

このことから、請求者と元妻の国民年金の加入手続及び保険料の納付行動には、密接な同一性がうかがえるところ、請求期間①に相当する期間のうち、元妻が国民年金被保険者資格を取得した昭和39年1月から昭和41年2月までの期間の国民年金保険料は、元妻も未納となっている。

さらに、請求者は請求期間②に係る国民年金保険料について、納付書に現金を添えて納付したとしているところ、C市役所の担当者は、同市が納付書により保険料を納付するようになったのは昭和47年4月からで、当時のB町についても同市と同日かそれ以降に納付書による納付方法に変更になったことが推認できる旨陳述していることから、請求期間②当時の納付方法は国民年金手帳による印紙検認であったと考えられるが、請求者は自身の国民年金手帳は見たことがないと回答している。

加えて、請求者は、国民年金保険料の納付について、請求期間①については元妻が、請求期間③については前妻が納付したと主張しているところ、元妻の連絡先は不明であり、前妻は既に亡くなっていることから、元妻及び前妻から請求者の保険料の納付に関する事情を聴取することができない。

なお、請求者に係る各請求期間の国民年金保険料納付状況は、C市作成の国民年金被保険者票（旧票・新票）及び日本年金機構が保管する国民年金被保険者台帳においても未納と記録されている。

そのほか、請求者が、各請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が各請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800041号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800013号

第1 結論

昭和55年4月から昭和58年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年4月から昭和58年9月まで

私の義母は、私が国民年金保険料を納付していないことを知り、大学卒業直後から結婚するまでの期間の保険料を納付することを勧めてくれ、請求期間の保険料分としてお金を渡してくれたので、私は、国民年金の加入手続を行った昭和59年1月20日に請求期間の保険料を一括で納付した。納付した金額は10数万円から20万円までの間であり、納付場所はA市役所なのかB社会保険事務所(当時)なのか定かではないが、金融機関ではなく役所の窓口であった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出のあった年金手帳の写し及び国民年金手帳記号番号払出簿により、請求者は昭和59年1月20日に国民年金の任意加入手続を行ったことが認められ、請求者は、大学を卒業したとする直後の昭和55年4月に遡って国民年金の強制適用被保険者資格を取得し、請求期間が被保険者期間として記録されたことが確認できる。

しかしながら、上記加入手続時点において、請求期間のうち昭和55年4月から昭和56年9月までの期間については、時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料をA市役所又はB社会保険事務所のどちらの窓口で納付したのか記憶が定かでなく、一括で納付したとする一方で、2か所の役所へ行ったような気もするとし、さらに、納付した保険料の領収書を受け取っていないと思うと陳述するなど、請求期間の保険料の納付に関する記憶が明確でない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。